

法や規範の意義と役割

監修・講師 橋本 康弘

福井大学 教育学部 教授

学習のねらい

「法とは何か」。この問いについて探究することが、本学習のねらいとなります。法は、とかく人々を「縛るもの」といった感覚で捉えられがちです。しかし、その見方は一面的です。本学習では「『法』と他の社会規範との違いは何か」「法が社会で果たしている役割はどのようなことか」「法はどのように分類できるのか」等について考えます。そして最後に、「観光地での食べ歩きに関する条例」という事例の検討を通して、法や社会規範の在り方について考えていきます。

ポイント 1 法と社会規範の役割

人々が社会生活をおくるうえで、その行動基準となるものが「**社会規範**」です。その社会規範には、人々が守らないといけない道徳や、長い時間の流れの中で定着していった慣習、そして、**明確な形をとり、強制力をともなう「法」**があります。

また、法は、私たちの社会において「**社会統制機能**」「**活動促進機能**」「**紛争解決機能**」「**資源配分機能**」といった役割を担っています。これらの役割のうち、国家の役割が拡大するにつれて、限られた資源や財、サービスの配分や社会経済政策を遂行するための役割である資源配分の機能をもつ法が増えてきています。

法はまた、さまざまな観点から分類できます。人間の自然的理性にもとづいて構成されると考えられるのが**自然法**であり、人間の行為によって作りだされたのが**実定法**になります。実定法は慣習が明確化して法に変化した**慣習法**と、明確な文言で規定された**制定法**に区分されます。制定法は**国内法**と**国際法**に区分されます。

私たちの関係が深い国内法のうち、国家のしくみや個人の関係などについて定めたものが**公法**であり、私人どうしの関係について定めたものが**私法**になります。公法には、日本国憲法や行政法、刑法などが含まれ、私法には、民法、商法、会社法などが含まれます。また、生活保護法や労働基準法、独占禁止法のように、経済的に弱い立場の人々を保護する法を**社会法**として分類することもあります。法のうち、国会で成立したものが**法律**です。

探究活動のヒント

みなさんも、「**私たちに身近な法**」をテーマに探究してみてください。

探究活動を行うに当たっては、自分たちの身近にある法律をテーマに取り上げて、

「その法律の目的は何か」、「その法律はどのような役割を果たしているのか」といった問いを設定して調べてみてください。詳しく調べてみることで、みなさんの暮らしを支える社会のしくみが見えてくるはずです。

ポイント 2 法の成立と適用

すべての法律は国会で議決されます。法律のもととなる法案には、内閣が法案を国会に提出する場合と、議員自らが中心となって法案を作成し、国会に提出する議員立法も大きな役割を果たしています。

なんらかの紛争が発生し、当事者間で解決できない場合や犯罪が疑われる事件が起こった場合には、裁判所が法を適用して、紛争を解決したり、有罪か無罪かを判断します。裁判は、大きく民事裁判と刑事裁判に分けられます。

民事裁判では、個人や企業の間で起こった紛争について裁判官が判断します。民事裁判では、訴えた側(原告)、訴えられた側(被告)のいずれも弁護士を代理人として立てることができます。裁判官は両者の言い分を聞いた上で、法律に照らして判断を下します。

刑事裁判では、犯罪行為を疑われる者が裁判にかけられるべきだと検察官が判断した場合、その者は起訴され、その者を被告人とする刑事裁判が行われます。刑事裁判では、検察官は国家を代表して被告人の刑事責任を追及し、弁護人は、被告人を弁護します。裁判官は、検察官および弁護人双方の主張を慎重に検討したうえで判決を下します。

裁判官は、紛争や犯罪が法律のどの条文に関連するかを探し、それを解釈して判決を決めます。その際、過去の裁判の判例を参考にします。

2009年から、国民が刑事裁判に参加し、量刑の決定にも関わる「裁判員制度」が始まっています。みなさんも裁判員として関わる可能性もあります。そのためには、法的な根拠に基づいて筋道を立てて考えるリーガル・マインド(法的思考力)を身につけることが大切になっています。

探究活動のヒント

みなさんも、「過去の有名な裁判」をテーマに探究してみてください。

過去には、有名な裁判も多く存在します。探究活動を行うに当たっては、「過去の裁判は何を争ったのか」「その際、どのような法が適用されたのか」といった問いを設定して調べてみてください。詳しく調べてみることで、法への興味がわいてくるかもしれません。

ポイント 3 法か？社会規範か？

社会にはさまざまな問題が発生します。神奈川県鎌倉市では、以前から、観光をしながら食べ歩きをする人が多いため、他の人の衣服や店頭の商品を汚してしまったという苦情が同市役所に多く寄せられていました。その問題に「対処」するために、鎌倉市では、混雑した場所での食べ歩きなどを「迷惑行為」と定め、2019年に観光客らにマナーの向上をよびかける「**鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例**」を施行しています。

番組では、この「食べ歩きに関する条例」について、「法できちんと守らせるべき」なのか、「マナーとして守るべきことなのか」について考えました。

例えば、「**食べ歩きのマナーを法で守らせるべきだ**」と主張する場合、食べ歩きの影響がほかの人々に対して危害（迷惑）を及ぼしていることを理由とするでしょう。他方で、「**食べ歩きが良いか悪いかは、あくまでマナー・道徳の問題だ**」と主張する場合、例えば、法で画一的に規制することで発生する弊害を挙げるでしょう。

この鎌倉市の条例は、マナー向上をよびかける努力義務を課しています。その背景について考えてみると、法と道徳の関係を読み解くヒントが潜んでいるかもしれません。

探究活動のヒント

みなさんも、「身近な法律や社会規範」をテーマに探究してみてください。

身近な法律や社会規範をテーマに取り上げて、「なぜここは7時半以降通行禁止なのか」「なぜSNSへの投稿が一部規制されるのか」といった問いを設定して考えてみてください。詳しく調べてみることで、その法律や社会規範がどのような立場の人を守るためにつくられたのか探究できるはずです。